

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画  
令和元年度事業 点検・評価調査

3-20

章	第3章 佐渡金銀山の保存管理		取組項目	景観阻害要因についての関係者協議
	節			
事業(施策)名	20 景観阻害要因の調査		事業主体	佐渡市環境対策課
	事業実施期間	H28～R4	関連団体	県都市政策課、佐渡地域振興局地域整備部、佐渡市世界遺産推進課、佐渡市地域振興課、佐渡市建設課
	【事業目的】	○景観阻害要因への対応により、まちなみ・景観の維持・改善を図る。		
	【事業内容】	○鉄塔や電柱、放置空き家等、景観阻害要因を抽出し、改善に向けて関係者と協議のうえ、具体的対策を検討・実施する。		
R元 事業計画と実績	【元年度計画】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相続人等が複数の管理不全な空家等については、空家等対策協議会に参加の関係機関等が仲介するなど、所有関係者間の協議を着実に進める。</li> <li>●景観阻害要因となる特定空家に認定した切迫性の高い建築物は、空家特措法に基づく措置を講じることで、景観の維持、改善を進める。</li> <li>●空家特措法に基づく措置を推進するため、国・県に対し財政支援拡充の要望を継続する。</li> </ul>		
	【元年度実績】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相続人等が複数の管理不全な空家等については、市や関係機関等が仲介し、所有関係者間の協議を着実に進めることができた。</li> <li>●景観阻害要因となる特定空家に認定した切迫性の高い建築物は、空家特措法に基づく措置を講じることで、景観の維持、改善を進めることができた。 ⇒ 特定空家等数 71件 (R2.1.31現在)     助言・指導件数 56件     勧告件数 10件</li> <li>●空家特措法に基づく措置を推進するため、国・県に対し財政支援拡充の要望を継続して行った。</li> </ul>		
課題・今後の取組	【課題】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■未調査の空家について、具体的な措置内容を確定するための現場確認が進んでいない。</li> <li>■景観阻害要因となっている空家等所有者(相続人等)の調査に時間を要するケースがある。</li> </ul>		
	【今後の取組】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■関係機関と連携し、計画的に現場確認を実施し、法に基づく措置を講じる。</li> <li>■所有者(相続人等)の特定が困難な特定空家等について、司法書士への委託等により所有者の特定を進めて、法に基づく措置につなげる。</li> </ul>		
事業評価	【事業の達成度】	[ a (b) · c ]	◇概ね計画どおり、目標を達成できたことからBとした。	
	【事業実施の効果】	[ a (b) · c ]		
	【総合評価】	[ A (B) · C ]		

a: 進んでいる。高い。  
b: 概ね順調。概ね適切。  
c: 遅れている。低い。

A: 計画を上回る進捗で、十分な成果が得られている。  
B: 概ね計画どおり進んでおり、一定の成果が得られている。  
C: 計画から遅れが見られ、十分な成果が得られていない。